

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 4 月 30 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2012

課題番号：22710260

研究課題名(和文) 先住民政策の国境を越えた転用に関する歴史研究：環太平洋地域の列強植民地を事例に

研究課題名(英文) *Governmental Policies for Administering the Indigenous Peoples around the Pacific Rim: A Historical Study*

研究代表者 宮下 敬志 (MIYASHITA TAKASHI)

立命館大学・文学部・助教

研究者番号：50509346

研究成果の概要(和文): 本研究は、19世紀後半から20世紀前半の環太平洋地域において列強諸国(アメリカ合衆国・イギリス帝国・日本)の植民地政策が地域を超えて転用されていた可能性を、先住民統治政策の分析から明らかにすることを目的とした。研究の結果、とりわけ、

各国で行われた先住民の土地に関わる政策や、先住民学校教育政策について、官僚や民間人の人的交流関係などにより、地域を越えて統治政策が影響していたことを明らかにできた。

研究成果の概要(英文): This study investigated how “improved” governmental policies for administering the indigenous peoples around the Pacific Rim were duplicated by the “Great Powers” of the United States, Great Britain, and Japan during the late 19th and early 20th centuries. The findings showed that some influential bureaucrats, missionaries, and civilians from these aforementioned countries helped import educational and land policies that significantly affected the indigenous peoples of this large geographical area.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：先住民史

科研費の分科・細目：地域研究・地域研究

キーワード：アメリカ史・西洋史・教育史・先住民史・帝国主義・太平洋

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内・国外の研究動向

近年のグローバル・ヒストリーへの歴史学界の注目は、近代史研究者の研究の枠組みを大きく変えた。同時代の国際関係をふまえない一国史や、事象の国単位の比較に終始する比較史は、世界規模での事象の有機的連関を重視する新しい世界史の登場により見直しを迫られてきた。

各国の帝国史も同様である。グローバル・ヒストリーの潮流から、帝国主義史として研究蓄積のある経済史だけではなく、社会史や政治史も国際関係をふまえて論じられるようになった。例えば、日本史では酒井哲哉、西洋史では北川勝彦やクライマーの研究があげられる。

申請当初の申請者の観点によれば、こうした研究をふまえて、グローバル・ヒストリーを受容した新しい研究を帝国史がさらに展開するためには次の2つの分析が必要と考え

られた。

第1に、それは、列強間の植民地政策の影響関係の分析である。この場合、後発の植民地領有国（アメリカ合衆国・日本）が植民地政策立案と決定において、先行する植民地領有国（イギリス帝国など）の政策をいかに取り組んだかが、明らかにすべき課題となる。

第2に、それは、列強内の植民地政策の影響関係の分析である。この場合、本国周辺地域（ex.アメリカ合衆国 西部フロンティア、日本 北海道）で実施された政策が、後発の植民地（ex.アメリカ合衆国 フィリピン、日本 台湾）にいかに転用されたかが、明らかにすべき課題となる。

（2）応募者のこれまでの研究成果を踏まえ着想に至った経緯

最近の植民地に関わるグローバル・ヒストリーの展開は、社会学や現代思想研究を包摂した大きな流れとなっている。しかしながら、20世紀前半期の各国・各列強の先住民政策史について言えば、植民地政策の転用過程に関する研究は、内外で現れていない。

そのため、申請者は、平成20～21年度科学研究費補助金による研究（若手スタートアップ）で、19世紀のハワイ先住民やアメリカ合衆国先住民に対して行われていた学校教育が、官僚や宣教師らの手によって20世紀のフィリピンや日本に転用されていたことを実証してきた。そして、この実証分析をふまえて、今回の研究を考案した。

2. 研究の目的

（1）最終目的

申請者の最終的な目的は、19世紀後半から20世紀前半の環太平洋地域において列強諸国（アメリカ合衆国・イギリス帝国・日本）の植民地政策が地域を超えて転用されていた可能性を、先住民統治政策の分析から明らかにすることである。本研究の分析対象は、A・先住民土地政策、B・先住民学校教育政策、C・先住民法制度である。

本研究の分析地域は、アメリカ合衆国については、アメリカ合衆国本土、サモア、フィリピンを中心にした諸地域、イギリス帝国については、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどの海外植民地、日本については、北海道、台湾である。

（2）研究期間内の最終目的

研究期間内の最終目的は、環太平洋地域を

支配した列強諸国（アメリカ合衆国・イギリス帝国・日本）によってなされた先住民統治政策が地域・国境を越えて転用がみられる事実を明らかにすることに設定した。具体的には、次の3つの政策（A・B・C）を分析対象に設定した。

A・先住民土地政策

アメリカ合衆国については、アメリカ合衆国先住民 Native American に対して施行した保留地制度が、20世紀前半に植民地官僚によりフィリピンやサモアの先住民統治に転用されたことを明らかにする。

イギリス帝国については、英領カナダで確立した先住民土地制度が、ニュージーランドやオーストラリアに転用されていく過程を明らかにする。

日本については、アイヌの人々の統治に関して、日本人官僚や民間有識者が、アメリカ合衆国やイギリス帝国の先住民政策を参考にしながら、アイヌ定住政策を施行したことを明らかにする。また台湾「原住民」の統治に関して、総督府がアイヌ統治や、アメリカ合衆国のフィリピン統治、イギリス帝国のオセアニア統治を参照していたことを明らかにする。

B・先住民学校教育政策

アメリカ合衆国については、アメリカ合衆国先住民に対する人種差別主義的な実業偏重の教育が、官僚や教員によってフィリピンや日本の先住民教育に転用される過程を調査する。

イギリス帝国については、アメリカ合衆国を手本にカナダで確立した先住民教育実践が、オセアニアや日本に転用される過程を調査する。

日本については、アメリカ合衆国から転用した北海道アイヌ教育の方法論が、教員により台湾教育に影響を与えた事実を調査する。

また、教育資金集めのためイギリス帝国で生み出され、留学生らによってアメリカ合衆国や日本の先住民学校で実際にいられた「生徒の変身写真」の技法（下図）の転用についても、同時に調査する。



図先住民学校で使われた変身写真
 (上図)アメリカ合衆国本土の先住民学校で作成された入学前後の先住民女学生の比較写真
 (下図)北海道のアイヌ学校で作成され

C・先住民関連法

アメリカ合衆国については、米西戦争後のフィリピン政府成立に際し、アメリカ合衆国先住民に対して施行された重犯罪法が、フィリピン植民地のアメリカ合衆国人官僚によってどのように議論されたのかについて調査する。

イギリス帝国については、やや放任的とも言える各地の先住民規定が本国知識人にどのように議論されたかについて、とりわけ、ニュージーランド・オセアニアについて調査する。

日本については、台湾領有初期に、外務官僚らによってなされたイギリス帝国やアメリカ合衆国などの先住民政策に関する調査文書を分析する。

3．研究の方法

(1) 研究計画

列強の先住民統治政策が地域を越えて転用したことを示すためには、研究者自身の目で複数の国や地域の歴史資料を実際に読み

込むことが欠かせないといえる。そこで、申請者は、本科研費を利用しながら、国立国会図書館や北海道立図書館などの国内の図書館や、ニューヨーク公共図書館、ペンシルベニア大学図書館などの現地調査をするなどして、分析・調査することにした。そのほか、重要な基礎的資料については、科研費を利用して入手することにした。

(2) 研究方法

本研究は、資料から帰納的に考察する歴史学の研究手法を用いた。また、先住民学校教育と先住民処罰規定に関する事例を分析する際には、ミシェル・フーコーの研究にみられるテキスト分析の手法を用いて、各国の先住民政策の立案に関わった人々の言説を分析していった。

4．研究成果

(1) 先住民土地政策について

先住民土地政策については、主に、アメリカ・カナダ・オーストラリア・日本(北海道)における先住民統治の基礎的研究を分析した。

このうち、イギリス統治下のカナダ・オーストラリアについては、主にカナダについて基礎的文献や政府資料を調査したが、調査予算の問題などからオーストラリア側の調査が十分できなかったこともあり、後発の植民地といえるオーストラリアとの具体的な連関を歴史的資料から見いだすことはできなかった。しかし、アメリカ及び日本については、一定の成果を出すことができた。

第1に、アメリカについては、1887年に制定されたドーズ単独土地保有法の施行に至る経緯を、施行に大きな影響を与えた官民の先住民改革者による会議である「モホック湖インディアン友愛者会議」の果たした役割を検証した。というのも、モホック湖友愛者会議は、1898年以降に、フィリピンなどのアメリカ海外領土の現地「先住民」政策にも関心を深めていたため、19世紀のアメリカ先住民土地制度(居留地制度)のノウハウを海外に輸出することを試みていたからである。会議には有力な植民地官僚も招かれ、土地制度に関するトピックも話し合われていた。とはいっても、往々にして、こうした議論は、会議の性格上構想で終わった例が多く、政策の転用については、間接的な影響力を発揮下に留まっていた。

しかし、米国陸軍に関わる政府資料を補足調査した結果、1890年代以降、南北戦争後

中断していたアメリカ先住民居留地の内政に再び関与していた陸軍が、先住民を集住・隔離して統治する制度・技術を、特に反抗的なフィリピン先住民に対して応用している事例が幾つか発見できた。

この点の詳細な調査は今後の大きな課題となる。とくに、陸軍のフィリピンの軍事統治の経験は、第二次世界大戦期の日系人強制収容にいかされた側面があるという先行研究をふまれば、陸軍をとおした、先住民政策の国境を越えた転用について新たな研究の展開が得られそうである。なお、この着想については、平成 25 年度 9 月のアメリカ史学会のシンポジウムで報告するつもりで準備している。

第 2 に、日本については、北海道におけるアイヌの人々に対する土地政策に関する関係者の一部が、「アメリカ先住民」状況に関して先行例として一定の知識を持って、業務にあたっていたことが明らかにできた。

また、アメリカ先住民問題について見識を持つ民間有識者が、アイヌの人々の土地問題に関わった事例や、その顛末についても歴史的資料から具体的にその経緯が明らかにできた。

その一方で、北海道のアイヌ政策が、同時代の台湾の「原住民」統治とどのような影響関係を持ったのかについては、本務校より平成 24 年度のアメリカへの学外研究を命じられたこともあり、具体的な分析に及べなかった。今後の課題となる。

(2) 先住民学校教育政策について

先住民学校教育政策とその国境を越えた転用については、本研究期間において最も成果を上げた研究テーマである。歴史学的手法を用いた資料分析をすすめ、アメリカ合衆国、イギリス帝国、日本について、人的交流関係の分析を中心に、相互影響関係を分析した。

第 1 に、アメリカ合衆国については、アメリカ・バージニア州にあるハンプトン農業師範学校と、アメリカ・ペンシルベニア州にあるカーライルインディアン学校を中心に、両校の教育が、他の環太平洋地域の先住民政策に与えた影響について、同校の歴史資料・アーカイブを利用しながら分析を進めた。

その結果、両校は、「先進的な」アメリカの先住民教育校として、他国から、官僚や民間教育者などの多く視察を受け入れ、一定の交流関係があることが判明した。特に、カナダや日本とは、教育行政関係者・教育者の具体的な交流関係が見いだせた。また、アメリカ合衆国がアメリカ・スペイン戦争の結果植

民地としたフィリピン・プエルトリコなどについては、短期間であったものの、実際に学校に学生や若手教育者候補を受け入れ、植民地教育方法の指導を行っていたことが分かった。加えて、同校の教育方法について、フィリピンの教育者の中で先行例として一定の評判を得ていたことを、フィリピン現側の英語資料から読み取ることができた。

第 2 に、イギリス帝国については、上述の土地制度で説明した予算的理由などから、主にカナダ地域の事例の分析に集中した。前述の土地政策同様に、カナダからオーストラリアへの教育政策の転用については、確定的な証拠を得ることができなかった。しかしながら、寄宿学校をベースとしたカナダの先住民教育に関して、政策決定が、制度的に進んでいたアメリカ先住民教育を視察するなど、両国における教育政策の転用関係が一定程度みられることが、カナダ・アメリカ合衆国双方の歴史資料から明らかにできた。

また、イギリス帝国人やアメリカ合衆国人のミッショナリー（カトリック・プロテスタント）を通して、先住民に対する教育の手法が国境を越えて伝播していることが、改めて歴史資料から確認することができた。また、これらは、伝統的にミッションが行っていた人文教育や宗教教育のみならず、実業教育実践においても、手法の伝播がある程度みられることが明らかにできた。

第 3 に、日本については、世紀転換期に北海道でアイヌの人々の教育を行った虻田学園の創設者である小谷部全一郎と、かれの出身校でもあるアメリカ合衆国のハンプトン農業師範学校やその教員との交流関係を軸に分析を進めた。彼の残した新聞投稿記事や、ハンプトン大学の小谷部に関わるアーカイブを利用しながら、同校の教員との交流関係や、先住民教育のノウハウの転用について明らかにすることができた。

なお、アイヌ教育と台湾「原住民」教育の相互関連性については、前述のような理由から調査時間が十分に取れず、歴史学的な実証に足る証拠は、この研究期間内には見つけられなかった。ただし、小谷部全一郎の部下で教員として働いていた吉田巖は、その後アイヌ教育の第一人者の一人となったが、彼は後年に台湾先住民の調査に向き調査報告書を提出している。現在同資料を翻刻しているが、彼の資料を分析することで、両地域の教育者レベルでの交流関係の事例が見いだせる可能性がある。これについては、今後の研究課題としたい。

(3)・先住民関連法について

これについては、申請者にとって今回の研究まで全く未着手の新規分野であった。そのため、先住民に關係する法律とその傳播について、イギリス帝国(カナダ)・日本・アメリカについて、歴史学・政治学・法学に関する基本的文献の調査から開始した。

これらの先行研究の分析をなした段階で、法制度自体の国境を越えた影響關係を「先住民」関連法という枠組みに限定して歴史学的に立証するのは、資料面の問題から困難であることが予想された。そのため、「先住民を『文明人』と相違するものと判断し、独自の法を課す思想」はどのように誕生し、広がったか」と問題設定を修正した。その結果、期間内、次のような成果を得た。

第1に、先住民を「野蛮」な存在とみなし、法制度上区分していく考え方は、イギリス帝国による新大陸統治をはじめとし、大航海時代以降近代西欧の法体系に期限を求められる思想であったことが分かった。

第2に、処罰規定(刑法)など、具体的な先住民統治に関する諸法は、19世紀末以降の帝国主義時代において先住民を「国民化」する過程で各地に同時多発的に出てきたものであること。ただ、それらは、各地域の実情をふまえているものが多く、具体的な法律の文面やその成立過程について、国境を越えた關係性は必ずしも見いだせないことが分かった。

第3に、各地におけるこうした諸法の誕生の経緯に「転用」過程が見られない一方で、20世紀後半における、「先住権」に関する意識の高まりから、諸法の廃止過程については、各国の活動家・政治家の直接的・間接的な影響關係が見いだせることが分かった。

(4)まとめと今後の展望

本研究の研究期間である3年間は、上述のように、A・先住民土地政策、B・先住民教育政策、C・先住民関連法、についてそれぞれの国境を越える転用過程を分析することを目指した。

このうち、教育政策の転用については、今回、最も成果を上げ、今後のさらに研究を精緻化できる分野といえる。

そこで、次年度からは、研究期間中に行った調査結果を利用しながら、今回環大西洋地域に限定していた分析対象をさらに広め、グ

ローバルな転用關係を明らかにしていきたいと考えている。例えば、前述のハンプトン校は、アフリカなどにおける教育にも一定の影響を与えていることから、研究の実現可能性は高いと思われる。

とくに2013年現在の国内外の研究において、教育政策の国内外の政策転用について分析した成果はほとんどみられないことから、本研究の成果をさらに進めることで、地域研究・帝国史研究・先住民史研究の進展に寄与できるといえるだろう。

今後、申請者は、このように、各国の先住民教育政策についての資料分析をより深めながら、今回の研究成果を社会に還元するために、単著を刊行すべく研究をさらにすすめるつもりである。また、収集した研究成果の一部を国民に広く開示するために、所属研究期間と連携を図りながら、ウェブサイトの構築を準備していくつもりである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

宮下敬志『世界史』としてのアメリカ先住民史：比較史的手法を用いたコールマンの著作の検討、歴史家協会年報、査読有、vol8、pp40-50、2012年5月。

〔学会発表〕(計4件)

宮下敬志、「ハンプトンから北海道へ：小谷部全一郎と先住民教育」、同志社大学文化史学会、2011年12月4日、開催場所：同志社大学新町校舎(京都府)。

宮下敬志、「演出された「文明化」：アメリカ先住民教育における変身写真と変身パレードの転用」、日本アメリカ史学会、2011年9月18日、開催場所：北九州市立大学(福岡県)。

宮下敬志、「カーライルインディアン学校の教育と写真技法の活用：変身写真技法とその写真家に注目して」、立命館大学R-GIRO研究プログラム「第二次世界大戦による在外日本人の強制退去・収容・送還と戦後日本の社会再建に関する研究」1月研究会、2011年1月22日、開催場所：コンソーシアム京都(京都府)。

宮下敬志、「アメリカ先住民教育における「変身技法」の利用とその変遷」、立命館史学会2011年度大会、2011年12月7

日、開催場所：立命館大学衣笠キャンパス（京都府）

〔図書〕（計 0 件）

〔産業財産権〕
出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮下 敬志（MIYASHITA TAKASHI）
立命館大学・文学部・助教
研究者番号：50509346

(2) 研究分担者

なし（ ）

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし（ ）

研究者番号：